

○ 株主本人確認指針の改正について

平成28年8月26日  
全国株懇連合会理事会決定

株券電子化制度の施行以降、株主印鑑票に代わる株主本人確認の方法を示すものとして、本指針が制定・運用されてきました。すでに本指針の運用が開始されてから7年を経過し、本指針に示される本人確認方法も相応に定着しているものと考えられます。本指針においては「個別株主通知の受付票」が、株主本人確認資料を補完するものとして説明されていますが、少数株主権等の行使に際して個別株主通知の受付票の添付を要請していた「株式取扱規程モデル」も平成21年4月にこれを不要とする旨の改正がされております。株主本人確認が所定の本人確認資料により安定的に運用されていることを踏まえ、当該「個別株主通知の受付票」に関する説明を削除する改正を平成28年8月26日開催の全株懇理事会において決定いたしましたのでご高覧に供します。

なお、本指針の改正は「個別株主通知の受付票」を本人確認資料の補完として取扱うこと自体を否定するものではありませんので、念のため申し添えます。

以 上

## 株主本人確認指針

(下線は変更部分を示します)

改正前	改正後
(指 針)	(指 針)
2. 株主本人確認の方法	
(2) 少数株主権等行使の場合	(現行どおり)
(説 明)	(説 明)
○ <u>少数株主権等</u> を行使する場合には、振替法154条3項に定める個別株主通知の手続を行うことが必要となる。	
この個別株主通知を請求した場合、株式会社証券保管振替機構が定める株式等の振替に関する業務規程154条第4項により、株主には受付票が交付される。	(削 除)
したがって、この受付票を権利行使の際に提出させることによって個別株主通知手続が行われたことを確認することが可能となる。	
○個別株主通知を株主が自己が振替口座を開設する直近上位機関に申出て、発行会社実際に通知が為されるまで原則として4営業日かかる。したがって、個別株主通知を申出てから4営業日間は、発行会社としては権利行使要件を満たしているか確認できないこととなる。しかし、受付票が少数株主権等行使の際にあわせて提供されれば個別株主通知の申出が行われたことは確認できるため少数株主権等の内容によってはその権利行使を即座に認めることも可能となるし、個別株主通知を待ち、権利行使要件の充足を確認しなければ行使を認めることができないような少数株主権等の場合であっても受付のみはすることができることから、個別株主通知が発行会社宛に為されるまでの期間を架橋する資料として、受付票の	(削 除)

添付を求めることが考えられる。

○この受付票の提出者は権利行使を行う株主本人であるとは限らない。また、受付票は株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程にその根拠を有するものであって、会社法や振替法にその根拠を有するものではなく、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号 以下「犯罪収益移転防止法」という。）に定める本人確認書類にも含まれていないのでその点別途留意する必要がある。

○犯罪収益移転防止法は、マネーロンダリング、テロ資金供与防止を目的としており、株主の権利行使の際の本人確認とはその目的を異にするが、証券会社等の口座管理機関が行う振替業も同法に基づく本人確認の対象となっており、本人を確認する手段としては参考になる方法と考えられる。

(中 略)

(指 針)

### 3. 株主本人確認資料

(5) 上記の他、株主本人であることを確認できる他の書類を用いることができる。

(説 明)

○株式取扱規程（全株懇モデル）第10条第1項ただし書では、「当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない」とされている。具体的には、株主と面識のある場合は、特に株主本人確認の資料を求めず、株主が社員である場合には社員証、株主が取引先であれば取引印鑑の請求書への押印をもって株主本人確認とすることが考えら

(削 除)

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号 以下「犯罪収益移転防止法」という。）は、マネーロンダリング、テロ資金供与防止を目的としており、株主の権利行使の際の本人確認とはその目的を異にするが、証券会社等の口座管理機関が行う振替業も同法に基づく本人確認の対象となっており、本人を確認する手段としては参考になる方法と考えられる。

(指 針)

(現行どおり)

(説 明)

○株式取扱規程（全株懇モデル）第10条第1項ただし書では、「当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない」とされている。具体的には、株主と面識のある場合は、特に株主本人確認の資料を求めず、株主が社員である場合には社員証、株主が取引先であれば取引印鑑の請求書への押印をもって株主本人確認とすることが考え

<p>れる。また、行使しようとしている少数株主権等の内容によっては、<u>受付票をもって本人確認資料とすることも考えられる。</u></p> <p>○<u>受付票をもって本人確認資料とする場合には、受付票交付の起因となる個別株主通知の有効期間が4週間であることからその有効期間にあわせることが考えられる。</u></p>	<p>られる。</p> <p>(削 除)</p>
--	--------------------------

以 上